



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020 年 8 月 27 日

L T 会会報第 20-15 号(総第 209 号)

L T グループ

外国人来華就労査証申請手続き最新動向

中国では 2017 年 4 月から外国人就労者に関する大きな制度改革が実施され、外国人人材の分類管理とポイント制が導入されました。しかし、現下では新型コロナウイルスのパンデミックの影響の下、各国の出入国政策に多くの変化が起きています。今回は、中国における外国人の来華就労査証申請手続き及びその注意点について整理をするとともに、外国人入国政策の最新動向についても整理しました。会員企業の皆様への参考になれば幸いです。

*以下の内容は会員企業様が集中する上海市と江蘇省蘇州市地域を中心にまとめたものです。

一、「外国人来華工作許可証」の申請

● 人材の分類管理

(1) 外国人高度人材 (A 類) (次の任意の一つを満たしていること)

- ① 平均給与所得が当地域の前年度の社会平均給与所得の 6 倍を下回らない。
- ② ポイント¹が 85 点以上。

注意点：

- ※ A 類は原則申請年齢の制限を設けられず、主管部門が申請者の状況に基づき工作許可証を発行するかどうか審査する。初回申請の場合、有効期間は 1 年、延長に際して有効期間は最長 3 年まで可能。
- ※給与所得 6 倍とは税前給与総額で、延長に際しては給与所得が 6 倍以上である納税証明の提出が必要で、且つ納税証明の月は連続していなければならない。上海市は年収 60 万元（給与は中国の現地企業から支払われたものであること）以上であること、且つ毎月個人所得税の納税額が 1 万元以上であること。
- ※ポイント制で申請する場合、初回申請の際にはポイントに対応する証明書類の提出が必要。

(2) 外国人専門人材 (B 類) (次の任意の一つを満たしていること)

- ① 学士及びそれ以上の学位と 2 年以上の関連業務に従事した経歴がある。
- ② 平均給与所得が当地域の前年度の社会平均給与所得の 4 倍を下回らない。
- ③ ポイントが 60 点以上。

注意点：

- ※ B 類の年齢は 60 歳未満、且つ工作許可証の有効期間は 1 年。
- ※給与所得 4 倍とは税前給与総額で、延長に際しては給与所得が 4 倍である納税証明の提出が必要で、且つ納税証明の月は連続していなければならない。上海市は主管部門が認める技能証明書の提出が必要。

● 申請手順

(1) 外国人工作許可通知 (有効期間：3 ヶ月)

中国内で申請。受理日数：A 類 10 営業日、B 類 15 営業日

(2) Z ビザ、帯同家族の S1 ビザ申請 (有効期間：3 ヶ月)

本人が海外にある中国ビザ申請サービスセンターで申請。

(3) 外国人臨時宿泊登記

中国入国後 24 時間以内に居住地の所属派出所にて届出。

(4) 健康診断書の切り替え

外国で健康診断を受けた場合、中国入国後に健康診断書を中国出入境検閲検疫発行の「境外人員体格検査記録験証証明」に切り替える必要がある。主管部門が不足していると判断した項目については、国内で追加健診が必要。

¹ ポイント計算項目には、年収、学歴、勤続年数、中国語レベル、年齢等



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

(5) 外国人工作許可証

中国入国後申請。受理日数：A 類 10 営業日、B 類 15 営業日

注意点：

- ※工作許可証の延長手続きは、有効期間満了の 90 日前以降、遅くとも 30 日前までにオンラインで申請する。
- ※離任時には現有の工作許可証を抹消する。抹消手続きを行わなかった場合、上海市では、工作許可証期限到来後 1 年以内には上海で工作許可証を申請できない。蘇州地区では、今後蘇州で工作許可証を再度申請する場合、主管部門が工作許可証を発行しない可能性がある。

二、「外国人居留許可」の申請

申請方法：所属企業の所在地の出入国管理部門の現場にて申請（本人の出頭が必要あり）

受理日数：蘇州地区：15 営業日、上海：7 営業日。

注意点：

- ※初回申請の場合、Z 査証で入国後 30 日以内に手続きする。
- ※居留許可の延長は、有効期間満了までに手続きする必要がある。通常工作許可証の延長完了後に手続きする。
- ※退職時に居留許可の抹消手続きをすると、出入国管理部門が有効期間 30 日間（抹消手続申請日から起算するため、実際の取得後通常 30 日未満）の T 査証（停留査証）を発行する。有効期間内に出国しなければならない。
- ※実際には、これら以外の場合、即ち上海の現地法人が本社からの外国人駐在員を受け入れたが、実際には上海以外の地域へ長期出張する場合がある。弊社の最近の事例では、必要書類を揃えられれば上海で居留許可の新規申請又は延長ができたケースがある。

三、新型コロナ感染防止期間の外国人の工作許可証等についての最新動向

- 1、外国人工作許可はすべてオンラインで手続き可能。提出書類はオリジナルの代わりにカラースキャンしたもので可能。
- 2、外国人の入国は、国内の指定部門で「新型コロナ感染防止期間外国人来華招聘状」を申請取得し、国外で M 査証（一回限り入国、90 日滞在）を申請して入国できる。工作許可証 A 類を申請する場合、M 査証で中国入国後、直接工作許可証を申請することができる。（外国人工作許可通知と Z ビザの申請を省く）

※新型コロナ感染防止期間外国人来華招聘状

申請対象：乗務員、経済貿易、科学技術活動及び人道主義による来華人員で、重要性、必要性のある場合。（現地企業が所在地の関係部門に申請）

受理日数：約 1 ヶ月

申請窓口：蘇州：企業の所在地の商務局/経発局→市商務局→省商務庁

上海：企業所在地の街道/区商務局/区外事弁公室→市外事弁公室 HP で申請・審査

注意点：

- ※受理機関から申請理由が不十分であると判断された場合、招聘状が発行されない可能性がある。
 - ※招聘状を取得しても、海外にある「中国ビザ申請サービスセンター」(<https://www.visaforchina.org/>)に M 査証を発給するか決定する権限があるため、M 査証を取得できない場合もある。
- 3、駐日中国大使館は 8 月 22 日、有効な居留許可証を持っていれば、再びビザ（査証）の申請を受け付けると発表した。9 月 1 日から手続きできる。詳細は中国大使館の通達をご留意ください。

感染発生期間中、海外及び全国各地の感染状況の変化や制御の状況により、入国政策が随時調整される可能性があります。具体的な状況は、企業所在地の関係部門の公告又はその判断に準拠することになります。

以上